

議案第78号

職員の給与に関する条例中一部改正の件

職員の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条の2を次のように改める。

（地域手当）

第9条の2 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは他の地方公共団体から派遣された職員で町長が指定する職員には、国家公務員の例に準じて月額地域手当を支給する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

派遣職員に対して地域手当を支給するため、本条例を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(地域手当)</u> <u>第9条の2 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは他の地方公共団体から派遣された職員で町長が指定する職員には、国家公務員の例に準じて月額地域手当を支給する。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(地域手当)</u> <u>第9条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、又は実務研修のため、芽室町が北海道に派遣した職員のうち必要ある者には、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第10条の2の規定の例により地域手当を支給する。</u></p>